

外国人事件と英語通訳

通訳・翻訳(英語) 水野真木子

*本稿は、一九九三年八月七日、神戸学院大学にて開催した「外国人と刑事手続」第一回研究会の報告とその後の事件の経緯をまとめたものである。

一 ネイティブ・スピーカーでない外国人と英語通訳 英語の通訳としての立場で一般的な問題について触れてみたいと思います。英語通訳の場合は、二つのケースが考えられます。被告人や証人がいわゆるネイティブ・スピーカーの場合(イギリス人、アメリカ人など)、それから英語が第二公用語である被告人の場合、例えばイスラエル人、シンガポール人、フィリピン人などです。最近ではフィリピン人の場合はタガログ語等の通訳が確保されるようになってきましたが、二、三年前ぐらいまでは、特に京都ではそれが出来ずに英語で通訳していたように記憶しております。

ネイティブでないほうのケースからお話しします。私が一番最初に扱ったのは拳銃密造事件です。四人のフィリピン人が関わっていました。私も含めて三人の通訳者がいろいろな形で付きました。当時は、まだ法廷の通訳と検察側の通訳が同じではないけないという意識があまりありませんでした。ちょうど同じ頃、ある暴力団員が拳

銃不法所持で捕まった事件があり、その拳銃の出どころを確定するために、さきほどの四人のフィリピン人が証人として呼ばれ、その通訳も私が務めました。実は、その公判に先立つ検察官の取調べの時も私が通訳をやっていたのです。当時は、裁判長、弁護士、検察官が互いに同じ通訳を使っていることを気にもとめていなかったのです。それほどこの点の問題意識は低かったと思います。

ところでこの事件に関わった、四人のフィリピン人全員英語のレベルは全くさまざまでした。一人は大学生で英語は流ちょうで私の言ったことをほぼ一〇〇%理解できていたと思います。あと二人が、三、四割は理解できるかどうかという感じ。そして、もう一人はほとんど理解できないんです。それを全部英語の通訳で通したわけです。その後扱った別のフィリピン人の事件などいろいろ考えながら振り返ってみますと、大体の人が三割、四割からほとんどゼロに近い英語理解力だったようです。

二 英語通訳の理解力 フィリピンは東南アジアでは一番英語が通じる国の一つです。それでも、まだまだ本当に話せる人は少ないというのが現状です。それなのに刑事手続において英語の通訳が付けられているのです。彼らの英語力の現状がどのようなものかといえば、例えば、その英語に過去形がなかったりします。過去のことでも何でも現在形で表現するのです。"I go"とか "I say"とかです。それを訳すときに、通訳が自分の判断で過去形に置き換えなければならぬわけです。そうしないと意味が通じないのです。でもそれはあくまでも通訳者の判断にすぎないので、どこまでそうした通訳をすることが許されるのかという疑問が残るわけです。文脈の中で明らかに過去だと判ることが多いのですが、そうでない場合もあります。それから、発音でもTHがTの発音になっていたり、Rの発音もいわゆる英語のRでない発音をしたりするので非常に聞き取りにくいことが多いのです。

また、あるフィリピン人の覚せい剤所持の事件だったんですけれども、日本語で覚せい剤と言ってもわからない、英語で“stimulant”と言っても判らない、「シヤブ」と言って初めて通じたんです。その程度の方がけっこう多いのです。ですから、複雑な構文になると、そのうちの何割理解できるかと大いに疑問に思います。二・三割理解できていたらいいほうだというのが実感です。ましてや法律用語になるとお手上げの状態です。あるイスラエル人の場合、判決の時、執行猶予が付きましたが、それを訳しても全然理解してもらえずに、実刑判決だと思つて真つ青になったんです。閉廷後に、弁護士といっしょに説明して、ようやく判つてもらえました。

裁判の間中、英語のあまり判らない人は闇の中にいるのと同じです。何が判らないかすら判らない。「判りましたか？」と聞いても頷くだけで、「判らないところがあつたら言つて下さい」と言つても、どこが判らないのかすら判らないわけです。ただやみくもに頷いているだけなのに、裁判官から見ると何でも判つているような印象になつてしまう可能性が大きいのです。

それから質問された場合に、何でも“Yes.”と云つてしまふ人もいます。通訳者から見ると、「はい」と答えるのは絶対におかしい場面でも“Yes.”と返事しているのです。要するに、内容がわかっていないのです。そういう場合は、通訳が本当に判つているのかどうか確認するために、四、五回同じような文章をいろんな言い方で言つてみると、“Yes.”と言つべきでないのだということが本人によく判つたりします。ただ、これも通訳者がどこまでそのような形の通訳をする権限があるのか、一つの問題だと思ひます。

三 「脅かす」と「驚かす」 先日ある弁護士先生の先生に見せて頂いた被告人質問の記録を讀んでいて思ったことがあります。被告人が警察で取調べを受けたときに、通訳の人が“threaten”と云う「脅かす」「威す」という言葉を使つて「あなたは彼を威かしたのか」ということを聞き、それに対して“yes”と答えたらいいんです。

でも彼は実は“threaten”と言っ英語の単語そのものを知らなかった、“surprise”と同じだと思っしる。“Yes”と言ったということです。

“threaten”と“surprise”は、全然意味が違います。「脅す」というのと、ただ「驚かす、びつくりさせる」という違いです。考えてみると、日本人でも「脅す」「驚かす」の両方を「おどかす」という言葉で言う人もいるわけです。実際、私の故郷の方言でも両者には区別がないようです。だから、そのあたりの非常に微妙なところが、まず第一に、通訳者に一〇〇%通じているのかどうか、そして次に、被疑者、被告人に正しく伝わっているのかどうか疑問です。

あるフィリピン人が殺人事件を起こしてそれが故意にやったのか、故意にやったのではないのが問題になった有名な事件があります。“an intention”(意図)をもってやったのか、という質問に対して、被疑者は“unintentionally”(意図的でなく)と言われたのであると勘ちがいでして“yes”と答えてしまい、故意にやったと自白したことになるってしまったというのですが、これは、ネイティブスピーカー同士だったら決して起こるはずのない間違いです。しかし、通訳者も被告人もネイティブでないときに、発音の微妙な違いが互いにかかるのかどうか、これも一つの大きな問題だと思ひます。

四 ネイティブスピーカーと英語通訳 被告人がネイティブ・スピーカーの場合、こちらの通訳する言葉はもちろんほぼ全部通じますし、通訳者に協力的で素直に喋ってくれたら全然問題はないわけです。ところが、非常に横柄な態度を取り、通訳者を困らせるような人も少なからずいます。公判の回を重ねるにつれて一種の信頼感のようなものが生まれてきたらそんなことはないのですけれど、最初のうちはそういう態度を示す人がけっこういます。何かふてくされてわざと皮肉な言い方をしたり、もって回った言い方をしたりするので、通訳する側

としてはすごくやりにくいわけです。まるで通訳者を煙に巻こうとしているような話し方をするので「ついていけない」と感ずることもあるのです。

ネイティブスピーカーでない人が法廷での言語弱者だとしたら、ネイティブスピーカーの場合、逆に通訳者が言語弱者の立場にたたされることも起こるといってよいと思います。

五 被疑者取調べと事後チェックのむずかしさ あるイギリス人の事件がありました。“hashish”を使ったり、人にやったりした事件です。この事件で警察の取調べ段階での通訳人の正確さをチェックするため公判で証人尋問を行ったことがありました。争っている点は、ある女性に hashish を渡したか、渡さなかったかという点です。本人は絶対になんな女の人は知らないと言っているが、その女の人は貰ったと言っているわけです。警察で作成された供述調書では、被告人は「彼女の言っていることは間違いない」と述べたことになっていました。でも、弁護人はその調書を不同意にして通訳が間違えたということを立証するため証人尋問を行いました。

取調べの時に被告人が言ったと主張している文章は、“She should have told the truth” だったのです。「彼女は本当のことを言うべきなのに」というニュアンスなのです。それを通訳者は「彼女が本当のことを言ったに違いない」と訳したんです。そこが一番の焦点でした。

もう一つ明らかに通訳が間違っているところがありました。“hashish”が「五グラムだ」(“five gram”)と言ったのを“five hundred”と間違えて「五〇〇グラム」と調書に書いたわけです。でも、それは、読み聞かせしたときに気がついて直したと言うのです。だから調書に出ているのは五グラムですけど、そういうたまたまが起ったといういきさつがあったのです。弁護人としては、こうしたいきさつからいかに通訳の能力が低かったかを立証しようとしていたわけです。

でも、本当に被告人が“*She should have told the truth*”と言ったのかどうかは、私個人としてはまだ疑問です。記録、取調べをテープにとったものはありません。もしかしたら被告人がこじつけた可能性もある。そのへんを裁判になってからチェックすることは不可能です。取調べのときの通訳の正確性をあとからチェックできるような手だてがないことは、これから大きな問題になってくると思いますし、実際すでに問題視されてきているようです。

最近のように外国人事件がいろいろな角度から取り上げられて、通訳の不備の問題が意識されるようになりますと、逆に通訳の誤りを突破口にして判決に不服を申し立てようとする動きが出てくるのではないかと気がします。ちょっとした間違いを取り上げて、こういう間違いを犯す通訳者の関わった第一審は破棄すべきだというような形で矢面に立たされたら、通訳者としては一種の恐怖を感じます。もちろん、被疑者、被告人の人権を護るといふ観点から、これは当然のことなんですけれど。

六 通訳の技術 さて、ネイティブスピーカーの間ではある特殊な意味を持つ表現というものがあります。一つの表現の中にふくまれる特定のニュアンスです。それを通訳者はどのようにして訳すべきでしょうか。そのまま一字一句訳したらニュアンスは伝わりません。といってニュアンスに則した日本語の表現にすると、もとの言葉の通常の意味とは全く違った言葉になります。これはとても難しい問題です。

また、ニュアンスを伝えるということに関してですが、英語は主客分離の言語だと言われます。「あなた」「私」など客体と主体がはっきりと別れているわけです。でもそれをそのまま日本語に訳すとすごくきつい表現になってしまう。また、日本語は全体のニュアンスで意味を捕らえます。そのへんをどう訳したら本当のニュアンスが伝わるのか、通訳者にとって常に大きな課題です。

それから、日本語はよく“high context”の言語だ、日本文化は“high context culture”だといえます。言葉に表れていないところに意味がたくさんあるのです。これに対して、英語は“low context”の言語です。言葉にはつきりと表さないと意味が伝えられないのです。日本語と英語の通訳は、世界の中でも極端に違う性質の言葉の橋渡しをするわけなんです。その時に、本当にそのニュアンスを伝えることが可能なのかという疑問が常に存在します。

また、「客観的現実」という概念に関してですが、一つの現実を言語に置き換える場合に、人間は自分の属している共同体、例えば日本人だったら日本社会、アメリカ人だったらアメリカ社会の中の言語習慣が決めた特定の解釈というものに基づいてしか言語化しないわけです。そう考えた場合、そこにある客観的には同じ現実が、違う文化に属する人に表現されると、伝わる内容は全然違うわけです。

だから、言語がむしろ人間同士のミス・コミュニケーション、非コミュニケーションの要因になる可能性があるわけです。一般的な生活においてもそういうことが起こるわけですから、裁判という本当に人間の一生を左右するようなところでいかにそれを防ぐか、ミス・コミュニケーションをいかに防ぐか、本当に重大な事だと思います。

七 通訳者の目からみた裁判 通訳がいかに重要で、かつ困難な仕事であるかをもう少し裁判所なり法曹関係者が理解して下さったらいと思います。でも、まだまだそうはなっていません。例えば、通訳は縦のものを横にしたらいという認識の人がまだたくさんおられます。裁判所でも、何とか通じればいい、日常会話ができればその程度でいいというような感覚で被告人の母語でない言語で通訳をさせたりしている状態です。通訳者の方からあまり言葉が通じていない旨を裁判官に伝えても、それに対して速やかに何らかの対応がなされる、という

ことはまだ少ないようです。

京都地裁でも先日、ポルトガル語を母語とするブラジル人の被告人にスペイン語の通訳者をつけてしまい、ブラジル人の傍聴人がそれに気がついて始めて間違いが分かり、急遽、ある大学のポルトガル語の教授を呼んだんですけれど、その人は今まで法廷に立ったことがなくうまく通訳ができず、たまたま傍聴にきていた警察の取調べ段階での通訳をしていた先生が引き継いでなんとかなったという事件がありました。警察の取調べで使った通訳をそのまま法廷で使うのはひとつの問題ですが、でもおそらくこの場合、それどころではなかったのでしょうか。

先日、京都地裁でカナダ人の事件の証人調べを傍聴しておりましたが、通訳者の座る位置について疑問に思いました。なぜなら、弁護士や検察官と証人のやりとりが通訳されていたわけですが、その声が被告人に聞こえているには見えなかったからです。そのことを後から電話で書記官に伝えましたら、裁判官は専門家だから全てわかっている、そしてその上で裁判を行っているのだからよけいな心配はいらない、というような返事でした。結局、日本の場合、通訳は裁判所が証言を理解するために必要なものであって、被告人のためのものではないという意識が強いのでしょうか。

ところで、一つ疑問に思っていることがあります。それは、通訳者は日本語を母語とする人のほうがいいのか、それとも、その被告人の言葉を母語とする人の方がいいのかという点です。今まで日本人でない通訳者が付いた法廷を何回か傍聴しましたが、日本語があまり上手でない人が多いのです。被告人との間の意思の疎通はできて、本当にあんな日本語で裁判官に通じているのか疑問に思うケースがたくさんありました。

また、一般的に裁判というものはなかなか進まないことに加えて、通訳が必要な事件では通訳人のスケジュー

ルにも合わせなければならないという問題がでてきます。少数言語になると、通訳者も忙しいものですからそのスケジュールを考慮に入れると、次回公判が六週間先といった事態になってしまうこともあるのです。だから長引く裁判自体、被告人にとっては人権侵害です。迅速な裁判を実現するためにも、通訳者を確保する制度をしっかり確立していく必要があると思います。